

上野 美恵子

まず、イベントへの負担金について伺います。

(1) 新型コロナウイルスの影響があり、昨年7月にマラソン大会が中止となりました。同じく昨年度は、火の国まつりや江津湖花火大会も中止となりました。火の国まつりや江津湖花火大会は、決算報告で負担金が支出されていませんが、熊本城マラソンだけが負担金4593万円が支出されています。理由をご説明ください。

(2) 実行委員会の収支報告書では、熊本市がマラソン実行委員会に対し払った負担金のうち、大部分を占めるのが事業団への委託金です。中止にもかかわらず、事業団への委託金は前年度を年間委託費の総額3716万円が支払われています。中止決定後の分も支払われているのはなぜでしょうか。

(3) マラソン中止によって、事業団への委託契約が変更され、仕様書も変わっています。もともとの業務と追加された業務の中で、2020年度マラソン大会実施に関する部分はその業務でしょうか、詳しくご説明ください。また、その分の事業費はいくらになりますか。

(4) マラソン大会中止が決まった時点以降の支出はやめるべきではなかったでしょうか。

(5) 社会教育事業団との契約書では、第14条には「業務の一時中止」があり、委託者である実行委員会は、受託者である事業団に対し業務の全部又は一部を中止させることができます。マラソン大会中止が決まった時点で、この規定に沿い契約を中止すべきではなかったでしょうか。

(6) 2021年度のマラソン大会も6月に中止が決定しています。今年度の事業団への委託事業はどうなりますか。市の負担金支出は、どのようになる見通しでしょうか。1から3点目を経済観光局長に、その他は市長に伺います。

(答弁)

代表監査にお尋ねします。自治体の財政には、地方自治法に規定された「会計年度独立の原則」があります。中止されたマラソン大会への支出を、監査として、どのような考えで監査されたのでしょうか。

(答弁)

「妥当な支出」との答弁でしたが、委託費の支出では、報告書の業務内容に、契約内容に含まれない人吉豪雨災害ボランティア派遣などもありました。補助金適正化法では、「いやしくも間接補助金等の他の用途への使用をしてはならない」と定めています。契約内容にない支出は不適切ではないでしょうか。

(答弁)

***実行委員会が事業団と交わした契約の仕様書、契約書、報告書などは確認したか。(監査)**

経済観光局長は、委託事業について「準備行為が必要」と答弁されましたが、マラソン大会が開催された2019年度は、負担金で2020年度の計画をつくったのでしょうか。

(答弁)

.....

「熊本市会計規則」では「所属年度に誤りがないこと」と定めています。2020年度の予算で、2021年度の事業を行っていることに対する監査の見解をお願いします。

(答弁)

.....

自治体は「単年度予算が原則」、もともと当該年度の負担金に、次年度の計画作成業務は含まれていないはず。

もう1点局長に伺います。事業団との契約は随契ですか。

(答弁)

公の契約は一般競争入札が基本ということをお忘れなく。

さらに、事業団への委託では、2020年度の成果品はなく、大会が中止になった後、各計画書の表紙にボールペンで横線が引かれ訂正され、2021年度実施の書類に変えられています。委託契約をした場合、毎年度その成果品が納品されるべきではないでしょうか。監査の見解を伺います。

(答弁)

***成果品を監査で確認しているか?(監査)**

最後に、縷々指摘した点について、市長の見解を伺います。

(答弁)

.....

熊本市が実行委員会で実施するイベントは、負担金のほとんどが税金ですが、十分なチェックがなく、自治体財政の基本である「会計年度独立の原則」や「単年度予算の原則」

がおろそかにされ、「熊本市会計規則」の運用も曖昧です。関係法令に則った執行をお願いいたします。

次に、庁舎整備に係る経費について伺います。

2020年度は、「本庁舎の基礎杭及び地下連続壁の効果等に関する耐震性能の検証業務委託」2970万円が支出されています。報告された検証結果にかかわって、お尋ねいたします。

第1に、検証業務の「地中連続壁の耐震性能評価」では、「地中連続壁は、大地震時の杭に作用する力の低減効果はない。」と結論付けています。一方、現庁舎の山下設計による竣工図では、「地下連続壁は、耐震壁として利用できるものである」と明記されています。市役所本庁舎に係る山下設計の業務でありながら、結論が異なるのはなぜでしょうか。

第2に、2020年の検証業務は、大地震時を想定し、レベル2地震動に対する設計クライテリアで検証し、地下連続壁の地震動低減効果はなく、すべての杭が損傷するので、「耐震性能が不足する」と結論付けています。

一方、1989年10月に熊本市と熊本市制100周年実行委員会が発行した「熊本市制100周年記念・熊本・歴史と魅力」では、現在の市庁舎完成の紹介ページで、「総工費約110億円。大正12年（1923年）9月1日に起こった関東大震災・マグニチュード7・9の2倍クラスにも持ちこたえる耐震構造とされています。」と記載されています。この記述は、現庁舎の設計・監理を行った（株）山下設計の実施設計に基づくものです。なぜ、同じ山下設計が設計した、同じ建物の耐震強度がこんなに違うのでしょうか。以上2点、市長に伺います。

（答弁）

最初の答弁で、あえて竣工図にある地下連続壁説明の前半のみを引用し、後半部分を省略されましたが、竣工図に「耐震壁として利用できる」と書かれてあることは認識されていますか。

（答弁）

・・・・・・・・

2点目の市制100周年記念の資料の記載内容では、根拠が確認されなかったと言われましたが、それ以前にある耐震構造の根拠は（株）山下設計の実施設計です。この他に、耐震構造の根拠となるものがあればお示しく下さい。

（答弁）

現庁舎の設計は、1978年に(株)山下設計と契約が締結された後、実施設計を完了するまでの過程で、「市庁舎新築工事に伴う敷地地盤の常時微動及び弾性波速度調査」が早稲田大学理工学研究所に依頼され、その後「高層建築物構造評定」を財団法人日本建築センターに依頼、1978年12月11日付で同センターから「構造体力上支障なし」との評定通知を受け、同12月15日に実施設計が完了しています。年明けの1979年1月11日に建築基準法第38条の規定に基づく建設大臣認定を申請し、2月8日付で建設大臣の認定書が交付されました。これが、現市庁舎が高層建築物としてすぐれた耐震構造を持っている所以です。

市長は、これを否定されるのでしょうか。

(答弁)

紹介しました「熊本市制100周年記念・熊本・歴史と魅力」は、熊本市と熊本市制100周年実行委員会が発行したものです。市の公的な文書の記述を「根拠がない」と市長は否定されるのでしょうか。

(答弁)

大臣認定や市制100周年記念誌の記述を否定する根拠は何でしょうか。

(答弁)

市長は、最初の答弁で「今後、有識者会議のもと設置される耐震性能専門分科会において検証される」と言われましたが、それでは2020年に行った耐震性能評価は無駄ではありませんか。

(答弁)

現庁舎の実施設計を行った(株)山下設計に、2020年の耐震性能評価をゆだねたところに、矛盾の根本原因があります。第3者に検証をゆだね、真に客観的な検証こそすべきであったと思います。ムダにムダを重ねる検証であることを指摘致し、質疑を終わります。